

社会福祉法人 正心会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和6年 4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和6年 11月～ 研修内容の検討
- 令和7年 4月～ 研修の実施

目標2：令和10年3月までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間180時間未満とする。(月平均15時間未満)

<対策>

- 令和6年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和8年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための検討会及び研修を実施
- 令和8年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修を実施

目標3：令和10年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年 10月～ 人事施策委員会での検討開始
- 令和7年 1月～ 有給休暇取得の取得状況（進捗）などがわかるシフト表共による取得促進のための取組の開始
- 令和8年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施